

令和8年度

小学校入学準備金の申請をした方も申請が必要

毎年申請が必要

所得制限あり

当初申請は  
5月17日  
まで

# 就学援助制度のお知らせ

## 申請方法・当初申請期間

※下記申請方法が難しい方は、保健給食課へご相談を

オンライン申請

令和8年5月1日(金)～令和8年5月17日(日)

※5月17日23:59までに  
受付完了したもののみ当初申請となります。

お持ちのスマートフォン、  
タブレット、PCから  
読み取り、ご申請ください。



手順の詳細は裏面に記載

## 就学援助制度とは

高槻市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。支給費目・支給時期については、裏面「よくあるお問合せ内容」(Q1)をご確認ください。

## 援助の対象者

次の(1)～(3)全てに該当する方

- (1) 高槻市立の小学校または中学校に在籍している児童もしくは生徒の保護者である
- (2) 保護者の令和7年中の所得合計額が認定基準表の所得限度額以内である
- (3) 生活保護法の適用を受けていない

### 認定基準表

令和7年1月～令和7年12月の保護者の所得合計額により判定します。

所得は、次の金額をご確認ください。

- ・年末調整した方：源泉徴収票『給与所得控除後の金額』(支払い金額の右欄)
- ・確定申告した方：確定申告書/申告内容確認票『所得金額等』の合計(⑫)

給与所得、公的年金等所得の場合は、その金額から10万円を引いた金額で審査します。

家族員数	所得限度額	
	持家の世帯	借家の世帯
2人	1,779,000円	2,427,000円
3人	2,318,000円	2,948,000円
4人	2,761,000円	3,389,000円
5人	3,205,000円	3,840,000円
6人	3,746,000円	4,386,000円
7人以上	1人増加するごとに「6人」世帯の金額に541,000円加算	

※借家に住んでいること書類の提示があった場合のみ、『借家の世帯』の基準で審査します

<障がいがある方がいる場合>  
必要書類の提示があれば  
1人につき380,000円  
を左の表に足します。

<ひとり親家庭の場合>  
扶養する子の数が、  
1人の場合は、330,000円、  
2人の場合は、356,000円、  
(以下、1人増ごとに13,000円)  
を左の表に足します。

## 窓口での申請

令和8年5月7日(木)～令和8年5月15日(金)

※期間中の平日のみ(8:45～17:15)  
※お待ちいただく場合がありますので、オンライン申請をご活用ください。

必要書類をご持参の上、保健給食課窓口(総合センター10階)にお越しください。

対象者	必要書類
全員	振込先が分かるもの(通帳、キャッシュカード、アプリの画面等) ※申請者とする保護者の名義で、「金融機関名」「支店名(店番)」「口座番号」「口座名義」が分かるもの
借家にお住まいの場合 ※保護者名義で借りている場合に限る	賃貸契約書、家賃決定通知書等 ※「借主」「貸主」「物件住所」「契約期間」「家賃」を確認します。 ※提示がない場合や不備がある場合は、『持家の世帯』の基準で審査することになります。
家族員に障がいがある方がいる場合	障がい者手帳、療育手帳、通所受給者証等 ※おひとり様につき1点必要。 ※更新中可、期限切れ不可
ひとり親家庭の場合	ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証、3か月以内に取得の戸籍謄本 ※いずれか1点必ずご用意ください。添付がない場合、審査を進めることができません。 ※期限切れ・廃止通知・停止通知不可 ※離婚前提で別居中等のご事情がある場合は、事前にご連絡ください。

※申請時点で必要書類を準備できない場合は、当初申請期間にいったん申請を終えて、準備でき次第、後日ご提示ください。

## 当初申請期間を過ぎたら

～引き続き上記の申請方法で受け付けています～

当初申請期間を過ぎても申請は可能です。(後期の終業式当日まで受付)

その場合、申請した月(月途中の転入の場合はその翌月)以降が対象となります。

例) 5月18日の申請⇒5月分以降を支給 / 9月25日の申請⇒9月分以降を支給

※他市から転入後の申請については、この限りではありません。

当初申請期間中に申請の場合のみ、4月分から支給されます。  
当初申請期間を過ぎた場合、新入学学用品費は支給対象外となります。  
また、修学旅行費や宿泊ありの校外活動費についても、実施月を過ぎて申請した場合は支給対象外となります。

## 所得の申告のお願い

保護者それぞれの所得が確認できない場合、審査ができませんので、就学援助の認定ができません。

令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日)の所得の申告が済んでいない保護者の方は速やかに申告をお済ませください。(年末調整がお済みの方は不要です。)

※収入(所得)がない場合も申告が必要です。

# オンライン申請の手順

5月17日 @ 23:59までに受付した分が当初申請扱いです

## ① 必要書類の画像を用意

次の書類をカメラで撮影し、画像を用意しましょう。できるだけ明るい場所で、アップで撮影してください。

対象者	必要書類
全員	振込先が分かるもの（通帳、キャッシュカード、アプリの画面等） ※申請者とする保護者の名義で、「金融機関名」「支店名（店番）」「口座番号」「口座名義」が分かるもの
借家にお住まいの場合 ※保護者名義で借りている場合に限る	賃貸契約書、家賃決定通知書等 ※画像3枚まで添付可能 ※「借主」「貸主」「物件住所」「契約期間」「家賃」が記載のページ全て撮影してください。 ※提出がない場合や項目に不備がある場合は、持家世帯の基準で審査することになります。
家族員に障がいがある方がいる場合	障がい者手帳、療育手帳、通所受給者証等 ※おひとり様につき1点必要。複数人いる場合は、画像1枚に収まるよう並べて撮影してください。 ※更新中可、期限切れ不可
ひとり親家庭の場合	ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証、3か月以内に取得の戸籍謄本 ※いずれか1点必ずご用意ください。添付がない場合、審査を進めることができません。 ※期限切れ・廃止通知・停止通知不可 ※離婚前提で別居中等のご事情がある場合は、事前にご連絡ください。

※申請時点で必要書類を準備できない場合でも、「後日提出します」を選択して、申請を進めることが可能です。当初申請期間にいったん申請を終えてください。後日提出する際は、市ホームページの「就学援助」ページの「必要書類はオンラインで提出できます」から提出してください。

## ② QRコードの読み取り⇒メールアドレスの入力

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



1. お持ちのスマートフォン、タブレット、PC等で読み取ってください。
2. 「利用者ログイン画面」よりログインしてください。  
★アカウントがない方 ⇒ 「利用者登録せずに申し込むはこちら」へ  
★アカウントを既にお持ちの方 ⇒ 「利用者ID（メールアドレス）・パスワード」を入力し、ログイン
3. 「手続き説明」「利用規約」をご理解いただけたら「同意する」に進みます。
4. メールアドレスを2か所入力し、「完了する」を押します。
5. 「高槻市簡易電子申込・連絡先アドレス確認メール」が4で入力したメールアドレスに届きます。（※届かない場合は、メールアドレスが間違っている可能性がありますので、再度やりなおしてください。）

## ③ メールアドレスに記載のURLから入力画面へ

②の5で届いたメール本文に記載のURLから申請画面にアクセスし、画面の案内に沿って全ての項目を入力します。

入力が完了し、「確認へ進む」を押すと、「申込確認」画面になりますので、入力内容に誤りがないか確認の上、下部の「申込む」に進みます。（※入力内容に不備がある場合は、その項目が黄色になりますので、修正してください。）

未就学児や高校生等の扶養家族の入力漏れが散見されますので、入力をお忘れなく！（扶養家族は全員ご入力ください。）

## ④ 申請完了

申請は1世帯で1回

申請が完了すると、「申込完了」画面になり、登録されたメールアドレスに「申込完了メール」が届きます。（メールが届いていない場合は、申請ができていない可能性が高いため、再度申請していただくか、保健給食課までご連絡ください。）

## ⑤ 申請に不備があった場合

申請時に入力したメールアドレスや電話番号に保健給食課より連絡いたします。所得の確認ができない等で、審査が進められない場合は、6月以降に文書を郵送します。

## 問合せ先・窓口での申請はこちら

高槻市教育委員会事務局 保健給食課 学校保健チーム

高槻市役所 総合センター10階 平日:午前8時45分～午後5時15分  
TEL:072-674-7608 FAX:072-674-7641

高槻市コールセンター 平日:午前8時～午後7時、土・日・祝・年末年始:午前9時～午後5時  
TEL:072-674-7111

市HPはこちら



(就学援助のページ)

## よくあるお問合せ内容

### (Q1) どのような費用が支給されますか？

当初申請の場合、下の表のスケジュールで支給されます。当初申請期間終了後に申請の場合は、申請月（月途中の転入の場合はその翌月）からが支給対象となります（新入学学用品費は支給対象外）。修学旅行費や宿泊を伴う校外活動費についても、実施月を過ぎて申請した場合は、支給されませんので、ご注意ください。

援助費目名	学年	支給時期				年間合計額
		7月	10月	12月	3月	
定額で支給されるもの 学用品費・通学用品費 ・宿泊を伴わない校外活動費	小1	4,430円	—	5,500円	3,300円	13,230円
	小2～小6	5,180円	—	6,450円	3,870円	15,500円
	中1	8,400円	—	10,400円	6,240円	25,040円
	中2・中3	9,150円	—	11,350円	6,810円	27,310円
新入学学用品費 ※入学前に入学金準備金を受給していない方のみ	小1	57,060円	—	—	—	57,060円
	中1	63,000円	—	—	—	63,000円
中学校入学準備金	小6	—	—	—	63,000円	63,000円

実費で支給されるもの	学年	※上限額				
		7月	10月	12月	3月	
卒業アルバム代 ※上限あり	小6	—	—	—	実費	11,000円
	中3	—	—	—	実費	10,000円
宿泊を伴う校外活動費（交通費・見学料） 【臨海・林間学校】 ※上限あり	小	—	実費 (4～9月実施分)*	実費 (10～11月実施分)*	実費 (12～3月実施分)*	3,690円
	中	—	—	—	—	6,210円
修学旅行費（宿泊費・交通費・見学料等）	—	—	実費 (4～9月実施分)*	実費 (10～11月実施分)*	実費 (12～3月実施分)*	なし
通学費（公共交通機関代） ※小学生片道4km/中学生片道6km以上	該当者	実費	—	実費	実費	なし

\*金額が決定次第支給するため、支給時期が遅れる場合があります。

そのほか、特定の疾病の治療を受ける場合に限り、医療券を提出することで無償で受診することができるほか、日本スポーツ振興センター災害共済掛金も免除となる場合があります。

### (Q2) 審査の結果はいつ分かりますか？

当初申請の審査結果は7月下旬に、ご自宅に郵送にて通知いたします。当初申請期間を過ぎての申請については、『5月18日～8月末までの申請⇒9月下旬』に、『9月以降⇒申請から2ヶ月以内』に結果を通知いたします。

### (Q3) 申請後に引っ越ししました。手続きは必要ですか？

『身上異動届』の提出が必要となります。市役所にて転居届を提出した後に、保健給食課にお越しください。＜新居が保護者様名義で借りている借家の場合は、賃貸契約書をお持ちください。＞

### (Q4) 申請後に再婚/離婚しました。手続きは必要ですか？

『身上異動届』の提出が必要となります。市役所にて戸籍に関するお届けを行なった後に、保健給食課にお越しください。氏名に変更がある場合は、『身上異動届』がない場合、こちらから振り込むことができなくなりますので、必ず口座名義の変更を届け出てください。

※Q3およびQ4でお願いしている『身上異動届』はオンラインでも提出を受け付けております。詳細は高槻市HP「就学援助制度」ページ内「申請内容に変更が生じた場合は届け出てください」をご覧ください。

### (Q5) 中学校入学準備金は別途申請が必要になりますか？

「小学校入学準備金」については、小学校入学前（1月頃）に別途申請手続きが必要となっておりますが、中学校入学準備金については、この就学援助制度の中で3月下旬に他の学用品費等の費目と合わせて支給されますので、改めての申請は必要ありません。